

第2章 自然景観

第1節 自然景観資源

本県には、日南海岸や日豊海岸に代表される海岸景観、九州山地に係わる山地景観など、多様なすぐれた景観が多数分布しています。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査 - 自然景観資源報告書」（平成元年3月）によれば、本県の自然景観資源は40種356か所にのぼり、全国15,468か所の2.3%を占めています。内容をみると、陸景として、火山景観が7種43か所、山地（非火山性）景観が5種31か所、石灰岩景観が1種7か所などがあり、また、水景としては、海岸景観が14種132か所、河川景観が7種127か所、湖沼景観が2種9か所などがあります。本県の地形的特徴から、海岸景観が種類、箇所数ともに最も多く、次いで河川景観、火山景観、山地景観となっています。

第2節 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林は地域のシンボルとして、また良好な景観の形成のために重要な役割を果たしています。

環境省の「第4回自然環境保全基礎調査 - 巨樹・巨木林調査報告書」（平成2年3月）によれば、本県は温暖多雨な気候、九州山地に連なる地形などの関係から巨樹・巨木林の件数は738件にのぼります。樹種は58種に及びますが、スギ（218本）、クスノキ（177本）、イチイガシ（88本）、タブノキ（8本）、イチヨウ（70本）などが多くなっています。

市町村別では、宮崎市が65件と最も多く、次いで西都市62件、国富町41件、綾町39件となっています。

第3節 名水

1 名水百選

環境省が、清澄で、古くから地域住民の生活に馴染み、住民自身の手によって保全活動がなされてきた全国の水を広く一般に紹介し、認識普及を図ることを目的として、昭和60年度に、「名水百選」を発表しました。本県からは、表5-2-1（資料編P340参照）のとおり、「出^{いで}の^{やま}山湧水」と「綾^{あや}川湧水群」の2つが選ばれています。

2 宮崎の名水

県では、平成4年度に、本県の豊かな自然に育まれた河川や湧水などの水環境の中から、特に良好なものを県民に広く紹介することにより、その保全と水質保全意識の向上を図るため、「宮崎の名水」として表5-2-2（資料編P340～P341参照）のとおり21件を選定し、紹介のためのガイドブック「ひむか水紀行」を発行しました。

第4節 音風景

平成8年度に環境庁が行った、残したい“日本の音風景100選”事業は、環境計画の趣旨を踏まえ、各地域において地方公共団体、住民等の協力により良好な音環境を保全しようとする取組を支援する目的で実施されたものです。

全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、後世に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義があると認められるものを認定しています。

本県では、表5-2-3に示す2つの音風景が選ばれています。

表5-2-3 日本の音風景100選（本県分）

名 称	所在地	概 要
えびの高原の野生鹿 <small>こうげん やせいじか</small>	えびの市	えびの高原は動植物の宝庫で、夜になると野生鹿が高原一帯を大小の群をなして行動します。特に秋は、雄鹿が雌鹿を呼ぶ「キーン、キーン」という鳴き声が、高原の暗闇によく響きわたります。
三之宮峡の櫓の轟 <small>さんのみやきょう やぐら とどろ</small>	小 林 市	三之宮峡の溪流が落差7m余りで、巨石に囲まれた滝壺に落ちる音。周りの場所では普通の沢音のように聞こえますが、滝壺をのぞき込むと淵にこもった滝音がとどろきわたることから、「櫓の轟」と呼ばれるようになりました。

第5節 かおり風景

平成13年度に環境省は、豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくため“かおり風景”を広く募集しました。全国から約600件の応募があり、環境省は、香り・匂いの専門家や文化・ライフスタイルの専門家からなる「かおり風景100選選定委員会」を開き、応募の中から特に優れた「かおり風景」として100地点を選定しました。

本県では、表5-2-4に示すかおり風景が選ばれています。

表5-2-4 かおり風景100選（本県分）

名 称	所在地	概 要
五ヶ瀬川の鮎焼き	延岡市	秋にはやな場でアユを焼くかおりが河原を漂います。広く市民に浸透した秋のかおりです。大規模なやなを架設し、アユ料理を食べる風景は五ヶ瀬川独自のものとなっています。

第6節 風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とした良好な都市景観が形成されている地区です。

具体的には、市街地内の景勝地、市街地周辺の丘陵地、景色のすぐれた水辺地、歴史的意義を有する地区、緑豊かな低密度住宅地など、都市の土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、都市計画で定めています。

風致地区内では、県の条例（ ）により、建築などの行為について建築物の高さ、建ぺい率、壁面の後退距離など、都市の風致を維持するために必要な規制を行っています。

なお、風致地区の都市計画決定状況は表5 - 2 - 5のとおりです。

() 都市計画法及び関係政令の改正(H12.5及びH13.3)により、10ha未満の風致地区については、平成16年5月17日までに市町村の条例に移行します。

表5 - 2 - 5 風致地区の都市計画決定状況 (平成14年9月30日現在)

都市計画 区域名	市町村名	地区名	風致地区面積(ha)		
			第1種	第2種	計
宮崎広域	宮崎市	蓮ヶ池	27.8	41.5	69.3
		生目古墳	51.5	9.7	61.2
		下北方	105.2	60.0	165.2
		宮崎神宮	26.2	-	26.2
		天神山	12.1	12.3	24.4
		大淀川	-	86.8	86.8
日向延岡 新産業	延岡市	城山	4.5	4.3	8.8
	日向市	伊勢ヶ浜	9.5	10.7	20.2
都城広域	都城市	城山	-	31.7	31.7
		鷹尾	-	4.9	4.9
		都島	-	11.2	11.2
	高城町	観音池	-	44.9	44.9
高鍋	高鍋町	舞鶴	17.1	10.8	27.9
高原	高原町	狭野	-	63.7	63.7
合計		14地区	253.9	392.5	646.4

注) 第1種風致地区の方が第2種風致地区より建築物に対する規制が厳しい。